

防 装 技 第 1 2 9 6 号
4 4 . 6 . 2 6
改正 防人育（防）第404号
令和6年5月17日
改正 防人育（防）第223号
令和7年4月1日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

防衛庁長官

自衛隊奨学生の夏期研修について（通達）

標記について、自衛隊貸費学生規則（昭和30年防衛庁訓令第40号）第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり定めたので、今後これにより実施されたい。

記

1 目的

自衛隊奨学生（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の3第1項に規定する自衛隊奨学生（同項後段に規定する者のうちから自衛隊奨学生に選考された者を除く。）をいう。次項において同じ。）に対し、将来の幹部自衛官としての認識を深めさせるとともに、あわせて自衛隊に関する技術的知識の修得に寄与させる。

2 対象者

当該年度の自衛隊奨学生（理学、工学、文学又は法学を専攻し、又は専攻しようとする者に限る。）

3 期間

大学等の夏期休暇期間内のおおむね10日間

4 実施要領

（1）研修の内容

- ア 訓話
- イ 座学及び学習
- ウ 体験乗艦及び体験とう乗
- エ 装備品等の見学
- オ 研究施設等の見学

カ その他

(2) 研修場所

ア 陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部

イ 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

ウ 防衛装備庁の内部部局及び施設等機関

(3) 研修実施の態様

合同研修とする。

(4) 食事の支給

隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対する食事の支給に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第80号）の規定により支給する。

(5) 旅費の支給

部外者招へい旅費を支給する。

(6) 年度計画の細部及び実施については、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が協力して定めるものとする。

5 幕僚長は、夏期研修を終了したときは、その成果に所見を添えて報告するものとする。